

平成26年第2回伊佐市議会定例会

# 提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第1号～報告第2号（降壇）
- 2 議案第30号～議案第38号（降壇）

平成26年6月5日提出

伊佐市長

## ○ 報告第 1 号及び報告第 2 号

平成 26 年第 2 回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告 2 件について説明いたします。

報告第 1 号「平成 25 年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明いたします。

本件につきましては、障害者介護給付事業、子育て支援事業、家畜飼養<sup>しよ</sup>管理施設整備事業、農地管理事業、森林整備・林業木材産業活性化推進事業、市道維持管理事業、一般管理道路新設改良、過疎債・路線整備事業、辺地債・路線整備事業、社会資本整備総合交付金事業、浸水対策道路整備事業、中学校大規模改修事業、農地・農業用施設災害復旧事業、市単独土木災害復旧事業、以上 14 事業の総額 9 億 8,183 万 1 千円のうち 8 億 9,386 万 8 千円を平成 26 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第 2 号「菱刈泉熱開発有限会社経営状況」について説明いたします。

第 19 期事業報告書の 1 ページをお開きください。当期の概要について説明いたします。

平成 26 年 3 月末の給湯先件数は、【やまびこ荘】が経営統合されたことにより前期末より 1 件減の 20 件であります。給湯量は、前期末より毎分 10ℓ 減の毎分 1,135ℓ であります。

次に 2 ページの、貸借対照表について説明いたします。まず、資産の部は、流動資産に預金 451 万 2,945 円及び売掛

金 4 万 2, 000 円の合計 455 万 4, 945 円となります。負債及び資本の部については、流動負債に未払費用 20 万円及び未払法人税等 13 万 4, 600 円、資本金に 300 万円、当期利益に 122 万 345 円の合計 455 万 4, 945 円であります。

次に 3 ページの損益計算書について説明いたします。営業損益の部の売上高は、旅館等に給湯している湯料で 341 万 3, 800 円であり、これから売上原価 302 万 9, 421 円及び一般管理費 9 万 5, 202 円を差し引いた営業損益は 28 万 9, 177 円の黒字となっております。この営業損益に営業外収益を加えた経常利益は 27 万 8, 044 円となり、これから法人税及び住民税等 13 万 4, 600 円を差し引いた当期利益は 14 万 3, 444 円になりまして、前期繰越損益を加えた当期未処分利益は、122 万 345 円であります。

次に 4 ページの株主資本等変動計算書について説明いたします。資本金は、伊佐市と菱刈鉱山が 30 株ずつの計 60 株保有しております。一株 5 万円であります。

利益剰余金の当期末残高は 122 万 345 円、株主資本合計及び純資産の当期末残高は、422 万 345 円となります。

次に、第 20 期事業計画書について説明いたします。売上高は 341 万 6, 000 円を見込んでおります。原価計は 311 万 6, 000 円、一般管理費は 11 万円、経常利益は 19 万円となり、法人税及び住民税等 14 万 5, 000 円を差し引いた当期利益は 4 万 5, 000 円を見込んでおります。

以上で報告 2 件の説明を終わります。

————— 降 壇 —————

## ○ 議案第 30号～ 議案第 38号

議案第 30号から議案第 33号までの「専決処分の承認を  
求めること」について説明いたします。

まず、議案第 30号の「伊佐市公の施設に係る指定管理  
者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例」を  
専決処分したことについて説明いたします。

本件につきましては、公の施設を運営する指定管理者が  
諸事情により施設の運営の継続が困難になったことによ  
り、緊急に市が自ら施設管理を行う必要があったことに伴  
い、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第 31号の「伊佐市税条例等の一部を改正す  
る条例」を専決処分したことについて説明いたします。

本件につきましては、「地方税法等の一部を改正する法  
律」及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」が 3月  
31日に公布されたことに伴い、軽自動車税の税率を引き  
上げること、法人住民税の税率を引き下げること、耐震改  
修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額  
措置の創設など所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第 32号の「伊佐市国民健康保険税条例の一  
部を改正する条例」を専決処分したことについて説明いた  
します。

本件につきましては、「地方税法等の一部を改正する法  
律」及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」が 3月  
31日に公布されたことに伴い、課税限度額を引き上げる  
こと、低所得者に対する軽減措置の対象を拡大することな  
ど所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第 33号の「平成 26年度伊佐市国民健康保険

事業特別会計補正予算（第1号）」を専決処分したことについて説明いたします。

本件につきましては、平成25年度の予算執行において会計年度経過後に歳入が歳出に対して不足しましたので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、その歳入不足額を平成26年度の財源をもって充当するため、前年度繰上充用金600万円を追加する措置を講じたものであります。

その財源といたしましては、平成25年度精算に伴う前期高齢者交付金の追加交付額をもって充当しております。

その結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ600万円を追加し、歳入歳出の総額を43億8,720万円とするものであります。

以上4件については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第34号『平成26年度伊佐市一般会計補正予算（第1号）』について説明いたします。

今回の補正は、地域医療支援にかかる経費のほか、国、県の補助事業費の内定等に伴う措置について所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

まず、総務費は、屋外無線放送設備にかかる経費を新たに措置し、民生費は、子育て支援計画策定及び就労自立給付金にかかる経費を新たに措置しております。

衛生費は、布計鉱山鉱害防止事業に追加の措置を講じ、地域医療支援及び一般廃棄物処理に伴うごみ袋販売手数料にかかる経費を新たに措置し、労働費は、鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金による地域人づくり事業にかかる経費を新たに措置しております。

農林水産業費は、畜産基盤再編総合整備事業及び多面的機能支払交付金にかかる経費に追加の措置を講じ、商工費は、ひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場指定管理にかかる経費について所要の措置を講じております。

消防費は、消防団詰所整備にかかる経費に追加の措置を講じ、教育費は、文化会館のアスベスト除去にかかる経費に追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましても、使用料及び手数料、県支出金、繰入金、諸収入及び市債をもって充当し、国庫支出金については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,028万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億6,028万6千円とするものであります。

このほか、債務負担行為では、ひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場指定管理委託と土木積算システム賃貸借料の2件を追加し、中学校スクールバス運行事業について限度額の変更を行う措置を講じ、地方債では、学校教育施設等整備事業、緊急防災・減災事業及び公営住宅建設事業について限度額の変更を行う措置を講じております。

次に、議案第35号「伊佐市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例」の制定について説明いたします。

本件につきましては、交通安全対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号「伊佐市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例」の制定について説明いたします。

本件につきましては、廃棄物の適正処理、減量化、資源化等を推進し、循環型社会の形成、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、「伊佐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の全部改正を行うものであります。

次に、議案第37号「ひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場の指定管理者の指定」について説明いたします。

本件につきましては、「伊佐市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」の規定に基づき、「株式会社鍋倉工務店」を指定管理者として指定し、指定期間を平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間としたいので、「地方自治法第244条の2第6項」の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号「市道路線の認定」について説明いたします。

認定路線の「上新町東線」は、延長330m、幅員4mから5mの路線で、国道267号木ノ氏バイパスと農道大田山野線を結び、地域住民の交通の利便性が向上し公益性が図られることから重要な路線であるため、市道の認定をお願いするものであります。

同じく認定路線の「湯之尾北俣線」は、延長846m、幅員4mの路線で、市道湯之尾築地線と市道北俣線を結び、地域住民の交通の利便性が向上し、災害時の迂回路としても重要な路線であるため、市道の認定をお願いするもので

あります。

以上、議案 9 件について説明いたしましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

———— 降 壇 ————